

災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会(略称・全国災対連)
〒113-8465 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4階 全国労働組合総連合気付
TEL03-5842-5611 URL <http://www.zenkoku-saitairen.jp/>

災対連国会速報

No.1

2007年11月1日

参院災害対策特別委員会が審議開始 「被災者生活再建支援法改正を今国会で」

参議院災害対策特委は、31日午前から午後にかけて委員会を開催。はじめに泉防災担当大臣の所信表明にたいして各党委員が質疑をおこないました。

質疑には鈴木陽悦(民主)、風間直樹(民主)、佐藤信秋(自民)、佐藤正久(自民)、西田実仁(公明)、仁比聡平(共産)の6委員が立ちましたが、直接に被災者生活再建支援法の改正問題を取り上げたのは民主党の鈴木陽悦、共産党の仁比聡平の2委員でした。

被災者は絶望感に陥っている！現行法の個々の再建に機能していない

鈴木陽悦委員(民主)が法改正を迫る

鈴木委員は北秋田の先般の台風11号水害の被災者の実情をとりあげて、現在の支援法が個々の被災者の再建に機能していないことから被災者は絶望感に陥っていると政府に見直しを迫りました。そのうえで、使い勝手の悪い現行法の問題点を指摘して住宅本体への適用拡大、半壊への適用、さらには支給要件の緩和など改正をつよく求めました。

真に実効ある制度を党派超えて協力し一刻も早く実現を！

仁比聡平委員(共産)が災対連全国集会での被災者の声を紹介

仁比委員は冒頭、先日開催した全国災対連の全国交流集会に各党代表が参加して被災者の切実な訴えを受けて支援法改正について討論したことふれて「今国会で成立を、との思いあふれる集会であった」と紹介しました。

そして、支援法は住宅本体への適用が除かれてきたことから「生活再建阻害法だ」とのこえがあがっているほどだ、一刻も早く真に実効ある制度にすることが問われている。党派をこえた議論に期待したいと訴え、政府がおこなったパブリックコメントの結果をただしました。

泉防災担当大臣「与野党協議で今国会成立に期待」と表明

泉信也・防災担当大臣は、国民からの意見は被災者、支援団体などから90件寄せられているが、内容は住宅本体への適用、支給対象の弾力化、支給要件の緩和、支給額上限の引き上げ、過去の災害に遡っての支給などが特徴だとし、支援法改正を与野党の話し合いで今国会で成立させることを期待したい。政府としては来年の通常国会へ提出する考えであるが、事態は被災者の要望があり今国会で成立させられればいい、と答弁しました。

「法理論的には過去に遡って適用できないことはない」と泉大臣も認める

仁比委員が過去の災害に遡って適用について「法理論上ありえない」との議論をただしたことにたいして、泉大臣は「法理論的には過去に遡って適用できないことはない」と認め、たうえで「法の枠組みや立法過程からみて、遡及にはなじまない」と答弁しました。

仁比委員「どこに住んでいようと同等の支援を」

仁比委員はさらに遡及しなければ不公平が生じる。適用についての政策的判断はあってもいいが、同等の支援ができるようにすべきだ、と迫りました。

泉大臣は「与党は基金で対応すると聞いている、(基金がない) 秋田は確かにこれからの議論に残される、差がでてくることは苦痛だ、その他の救済措置—自治体での—との思いだ」と発言。仁比委員は「遡及が一番すっきりする、どこに住んでいようと同等の支援を」と重ねて要求しました。

森ゆうこ議員が民主党改正案の趣旨説明

政府にたいする質疑の終了後、森ゆうこ議員が、民主党・新緑風会・日本提出の「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」の趣旨説明をおこないました。

このなかで森議員は、提案理由として被災者の住宅再建は地域社会全体の再建の見地からも重要であるとし、さらに「個人財産である住宅に公費を充てることはしないとの政府の誤った方針のもとで、瓦礫撤去費がローン関係経費などいわゆる周辺経費の追加にとどまり、肝心の住宅本体への支援策が見送られたこと」を挙げました。そして、「真に被災者のために役立つ法制度とすべく立法府の責務においてここに改正案を提案する」と述べました。

そして、その概要について対象を全半壊とし、金額を年収 800 万円以下の世帯に最大 500 万円まで支給すること、支給要件については年齢要件の廃止、収入要件の緩和を行うこと、対象災害を今年 1 月 1 日からとすること、国の補助を三分の二とすることなどと説明しました。

民主案は 2 日（金）10 時からの災特委で審議

この法案の審議は、11 月 2 日（金）午前 10 時（本会議開催の場合は 11 時）から開催される災害対策特別委員会で行われます。

質問に立つのは、次の 6 委員。

民主：鈴木陽悦委員、風間直樹委員

自民：佐藤信秋委員、佐藤正久委員

公明：西田実仁委員

共産：仁比聡平委員

以上

災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会(略称・全国災対連)
〒113-8465 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4階 全国労働組合総連合気付
TEL03-5842-5611 URL <http://www.zenkoku-saitairen.jp/>

災対連国会速報 No.2

2007年11月2日

被災者生活再建支援法 衆院災特委も審議

○来週、大きな山場

衆院災害対策特別委員会は11月1日午後1時30分から委員会を開き、泉信也防災担当大臣が出席して質疑がおこなわれました。10月31日の参院災害対策特別委員会では被災者生活再建支援法の民主党改正案の趣旨説明がおこなわれましたが、この日は質疑の後、与党改正案の趣旨説明がおこなわれました。これによって与野党案が国会審議の場にあがったわけで、両案の一本化に向けた動向が注目され、来週は会期延長問題などもからみ、法案の成否をめぐる大きな山場を迎えます。

委員会では、つぎの6委員が質疑立ちました。(敬称略)

早川忠孝(自民)、岡本充功(民主)、西村智奈美(民主)、寺田学(民主) 高木美智代(公明)、高橋千鶴子(共産)、日森文尋(社民)、糸川正晃(国民新党)

質疑に立った各党の委員からは、被災者生活再建支援法の改正について、次のような発言がありました。

○違いを乗り越えて成立に向け努力

早川忠孝委員(自民)は、「現行の支援法はわかりにくく使い勝手が悪い。民主党案は実費積み上げ方式だが、与党案は用途を限定しないで給付することになっている。こうした違いはあっても被災者に役立つ支援をという気持ちは同じだ。与野党が協議して改正案成立に向けて努力していかなければならない」と強調しました。

○英知をしぼって成案を得たい

岡本充功委員(民主)は、被災者生活再建支援法改正案が与党と民主党から出されているが、「与党も支援金が個人財産には使えないという、硬直した態度を乗り越えたことは喜ばしい。金額に差はあるが英知をしぼって成案を得たい。民主党は今年1月1日にさかのぼって適用することを主張しているが、決断していただけるよう願っている」と述べました。

○現に苦しんでいる被災者へ遡及適用を

西村智奈美委員(民主)は、「民主党案と与党案の大きな違いは、民主党案では今年1月1日にさかのぼって適用し、中越沖地震、能登半島地震に支援をしようとする点にある。それは現在も立ち直れないで復興の途上にある人、二重ローンに苦しんでいる人たちがいるからだ」と述べました。

この点に関して泉防災担当大臣は、「そもそもこの法律は、将来の災害に備えて都道府県が基金を積み立て、それを原資にしているので、すでに起こっている被災に適用することは法

の趣旨になじまない」と遡及適用に難色を示しました。これに対し西村委員は、「泉大臣は立法の趣旨になじまないといわれるが、立法者の意思として改善していくことが必要ではないか」と反論しました。また、「遡及適用が出来なくても、基金を使って同程度の支援をしようという声が与党から聞こえるが、本来のメニューを削って新たなメニューをつくらなければならぬので基金を上積みするということになる。そういう保証はなにもないので承知するわけにはいかない」と述べました。

○政治不信を招かないためにも

高木美智代委員（公明）は、質疑の中で「わかりやすく、被災者が元気を出せる改正ができないなら、『そんな政治家はいらない』といわれる」と述べました。

○今国会での成立を訴える

高橋千鶴子（共産）は、生活再建支援法が4年前に改正されたが、被災者からは住宅本体に適用されないことから限界を指摘され、被災地自治体の首長からも強い要望があった。それが今回、与野党の案に盛り込まれた、今国会でぜひとも成立させたいと述べました。

泉防災大臣も「一日も早い成立を望む」

これに対し、泉防災担当大臣は、「被災者の立場に立った使いやすいものを論議していただき、一日も早い成立を望んでいる」と答弁しました。

○遡及適用は被災者の切実な声

日森文尋委員（社民）は、10月27日に開かれた災対連の全国交流集会（集会名は明言しませんでした）に出席して、被災者の切実な声を聞いたことにもふれて、遡及適用の必要性について強調しました。社民党は、遡及適用の期日を3月1日にするように主張しているが、それは、法改正を前提として発足した内閣府の検討会がつくられたのが3月1日だったからだ、とその理由を述べました。3月1日からにすれば、能登半島地震、中越沖地震、秋田の豪雨、これら今年に起きた大きな災害の被災者はすべてふくまれる、と述べました。そして「被災者から出ている切実な声にこたえて、今国会で成立させるべきだ」と強調しました。

赤羽一嘉議員が与党改正案の趣旨説明

政府にたいする質疑の終了後、公明党の赤羽一嘉議員が、自民党と公明党が共同で提出している「災害被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」の趣旨説明をおこないました。

赤羽議員は、現行の支援法が被災者にとって使い勝手が悪く支給率が3割にも満たなかった。真に被災者の生活再建に役立ち、すみやかな復興に資するものに改正するものであると述べました。

そのために、適用条件を緩和し、理解を得やすいものにした。支援金は、現行法では実費積み上げ方式だが、改正案では「定額渡しきり」方式にした。手続きを簡素化、一括支給とし、用途を問わない。住宅の補修も可能にした。支給要件は年収800万円までに緩和した、と説明しました。

最後に、赤羽議員は「これまで12年間、難産の末に生まれた支援法だが、被災者に真に役立つものを、党派の垣根を超えて成立させたい」と訴えました。

以上

災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会(略称・全国災対連)
〒113-8465 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4階 全国労働組合総連合気付
TEL03-5842-5611 URL <http://www.zenkoku-saitairen.jp/>

災対連国会速報 No.3

2007年11月3日

発議者も質問者も思いを一つに 被災者の願いに応える手厚い支援実現へ — 熱気みなぎる参議院災特委の民主案審議 —

2日午前から午後にかけて参院災害対策特別委員会が開かれて、民主党が提出している被災者生活再建支援法改正案について質疑がおこなわれました。

質問には広田一(民主)、塚田一郎(自民)、末松信介(自民)、西田実仁(公明)、仁比聡平(共産)の5委員が立ち、これに発議者として民主党の藤本祐司、森ゆうこ、水岡俊一、富岡由紀夫の各議員が答えました。

質疑に立った与野党のどの委員も、そして発議者である民主党委員の答弁も個々の施策では見解の相違はあっても、被災者の切実な願いである住宅本体への公的支援、支給対象をひろげて使いやすく実効ある制度に改正するという基本点では一致することを確認し合い、今国会中に成立させたいとの決意がみなぎった画期的な審議となりました。

民主案は支援対象を全壊・大規模半壊に加えて半壊に拡大

広田一(民主)委員の質問に発議者が強調

広田一(民主)委員は、被災者の心に届く厚い支援が求められるが、この点で問題意識が共有できるなら与野党の垣根を超えて共同することを表明しました。そして、民主案が支給対象の範囲を拡大した根拠をただしたのにたいして、発議者は被災地の現実から半壊であっても被害の重大性には変わりないと述べて、全壊・大規模半壊に加えて半壊世帯を追加したことを強調しました。また、支給額についても住宅の再建を可能にするために本体にも適用し上限を全壊500万円に拡大したと説明しました。

支援の拡大に必要な財源はムダを省けば可能

塚田一郎(自民)委員に民主党発議者が答弁

審議では「遡及」問題と財源問題が各委員から提起されました。自民党の塚田委員は被災地新潟出身の議員として、どうしても被災者の立場に立った法の見直しが必要だと痛感していると述べて、与野党を超えてスピード感をもって今国会での改正を各党合意する成果をあげたいと訴えました。その上で、塚田委員は支援の拡大に伴う財源をただし、都道府県による基金運用の問題も指摘しました。

民主党の発議者は広田、塚田両委員に答えて、新たな増加は70億円程度と見積もっているとして、政府も認めている税金のムダを省くことで実現できること、「基金」についても当面の負担増は知事会と話し合って理解を得る努力をしていること、また、国の支援策を考えていくとの見解を述べました。内閣府副大臣は国の支援強化を被災地の追悼会で誓ったこと、これを副大臣会議で報告し政府の積極的支援策を求めたことを明らかにしました。

「住宅の公共性は政府の検討会も認めている」

自民・末松委員と発議者が本体適用の手法で論議

末松信介（自民）委員は、阪神淡路大震災と復興の体験から住宅再建への支援の重要性に触れて、今回は何が何でも与野党で絶対にまとめなければとの決意を表明しました。そのうえで住宅本体への支給を明記する民主案は「個人資産形成には税金は投入しない」との政府の原則と対立するが、与党案は柔軟に用途を限定しない渡し切りの「見舞金」的な形で本体支給をする案だと提起しました。

これにたいして民主党の発議者は、そこが現行法のカベだ、与党案の考え方もあるが国土庁の検討委員会報告は住宅は単体としては個人のものだが、地域にとってはある種の公共性を有すると認めていると強調しました。

両案とも本体への適用、手続きの簡素化のための改正

公明・西田委員が民主案の用途限定積み上げ方式に批判

西田実仁（公明）委員は、現行法の住宅本体不適用、手続きの煩雑さという欠陥をのりこえるために、両案とも本体への適用は一致するが、手続きの改善では大きな問題があるとして、煩雑さの原因は用途の限定と支出明細の積み上げ方式にあると指摘。民主案はこれを概算払い方式で改善というが根本は用途を被災者にゆだねるかどうかだ、用途限定が阻害要因だとただしました。

民主発議者は現行の書式を見直して被災者の使いやすように改善すると答えました。

原点は阪神淡路の被災者運動、13年の悲願達成への思い

共産党・仁比聡平委員が立法府の責務果たす決意

最後の発言に立った共産党の仁比聡平委員は、冒頭で先日の災対連全国交流集会での阪神淡路大震災被災者ネットワーク代表・安田秋成さんの発言を紹介して、あの時、住宅再建への支援がなかったためにいまなお被災者は苦難の暮らしを強いられていること、住宅本体再建への支援は13年の悲願であり、この国会で実現させることは立法府の責務であると述べて、党派を超えて被災者の願いに応えようと呼びかけました。

発議者の森ゆうこ議員は、「ほんとうに同感だ、お話を重く受け止めている。中越の被災者からもつよい要望を受けている。住宅再建を支援して将来への希望と元気を取り戻して元の生活に戻れることを支援できる。仁比委員から『今日は歴史的な日になるだろう』とお話があったが、何としても住宅への支援をしなければならない」とつよい決意を表明されました。

仁比委員は最後に、中小業者の店舗兼住宅や農業者の敷地の作業場も支援対象にするよう求め、また、地盤被害にも適用することを提起し、発議者も方向性では認識を共有しました。

今国会中の成立に向けて、衆院委も審議、 両法案の一本化調整へ来週初めに与野党が協議

以上

災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会(略称・全国災対連)
〒113-8465 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4階 全国労働組合総連合気付
TEL03-5842-5611 URL <http://www.zenkoku-saitairen.jp/>

災対連国会速報 No. 4

2007年11月3日

被災者生活再建支援法・与党案 衆院災特委も2日目の審議

○与党案も本格的な審議入り。来週、与野党案の摺り合わせ一本化か。

衆院災害対策特別委員会は11月1日に引き続き、2日も午後1時30分から委員会を開き、自民・公明党案をたたき台として与野党間で活発な質疑がおこなわれました。

この日は午前11時から参院災特委でも民主党案を素材に質疑が行われており、後半部分が午後に掛かったため、災対連メンバーも午後は二手に分かれての傍聴となりました(参院の審議のあらまは、国会速報No.3を参照して下さい)。

この日の質疑で、衆院と参院の審議ペースが揃ったこととなりますので、週明けには法案一本化のための摺り合わせが行われる模様です。「福田・小澤密談」をめぐって微妙な政治情勢が続きますが、そのような環境下でも一本化が成功するか、否か、また、その際の内容がどんなものになるか、引き続き注視が必要です。

場合によっては、緊急の行動要請が入る可能性がありますので、前もってお含みおき下さい。

○委員会では、つぎの6氏が質問しました

西村智奈美(民主)、松本剛明(民主)、高橋千鶴子(共産)、日森文尋(社民)、長島忠美(自民・前山古志村村長)、梶屋敬悟(公明)。(敬称略・発言順)

また、提案者側からの答弁には、主として赤羽一嘉(公明)、萩生田光一(自民)氏らが当たりました。

○被災者の声に応えよう

与野党を超えて、「被災者の切実な声に立法府として応えよう」「法案の一本化を果たして、今国会でぜひ成立を」という主旨を述べる委員が相次ぎ、その限りでは心強い限りでしたが、この日の時点では、与野党案の基本的な相違点についての評価をめぐる論戦が主で、摺り合わせの動きは表面からではわかりませんでした。

ただ、相手側の主張に対しても、「そのような考え方にも一理はあるが、それでも、我が方の提案にはこのような利点があり～」というような、穏やかな形の議論が多かったのが印象的でした。

○対立点が浮き彫りに

この日の論戦で整理されてきた主な対立点は、以下のようなものです。

1)住宅本体への適用:「実質的に適用する」点では与野党間に大差はなくなったが、「文言として表記する」民主党案に与党は抵抗して、「用途を特定しない(よって、住宅本体の再

建にも使って良い) 渡し切り・見舞金的な支給」とすることを主張。民主党案の「概算払い、後日精算」方式は、事務的に煩雑になると批判。民主党は、「様式は簡素化する。見舞金方式では遊興等に浪費されてもチェックできない」と反論。

2) 法施行日以前の災害への遡及：与党案は遡及適用を否定。能登・中越沖地震等は代替措置で同等規模の支援をすることでカバーすることを提案。否定の論拠は、「支援法制定に当たっての全国知事会との協議で、基金の拠出は”将来の災害に備えて”という主旨をうたっていた」「どこで線を引いても不公平感が残る」というもの。野党側は「被災者に喜んでもらえる、判りやすいという基本路線からは、”同等措置”で救える被災者対策は改正法に組みこむほうが適切」「少なくとも、法改正を政府が検討委に諮った3月の時点(整理としては年初以降)に注目すれば、それ以降の能登・中越沖地震や水害は含めることが適正」と主張。

3) 最高支給限度額：与党案3百万円、民主党案5百万円と差。与党側は「知事会で積み立てている原資が、民主党案では早晩不足する。手続きを簡素化して、最高支給限度額すら消化できていない現状を改善したい。増額は、3百万円の限度額をフルに使いこなしてからあとの課題だ」民主党側は、「住宅ローンの頭金に充てることを考えれば、3百万円では不足で、せめて5百万円ないと実効性が乏しい」とそれぞれ主張。

○ほぼ合意に達しつつある点も

内容の整理が進み、ほぼ共通の認識に達しつつあるのは以下の諸点です。

4) 店舗つき住宅への適用：「住宅」を主体と考えれば改正法で救済可能。営業資産については、自治体による融資政策・地域振興政策等を含めた別のスキームを適用するほうが適切。

5) 地盤災害への適用：別法による対応も場合によっては可能かつ有効。地盤の変状が著しく、家屋の解体・撤去が必要な場合には当然改正法の適用対象となる。

6) 水害被災住宅への適用：支援法が地震災害を契機に制定された歴史的事情から、水害被災住宅の被害判定や法の適用にこれまで揺らぎがあったことは事実。改善したい。

7) 運用・手続の簡素化：法律は勿論だが、付随する政・省令も大幅に簡素化して、混乱時にも使い勝手の良いものにしたい。災害救助法等、既存の法律との整合性にも配慮したい。

★日弁連、要望書をまとめる

10月27日の災対連・全国交流集会に代表を送り、法律家の立場から貴重な助言をして下さった日本弁護士連合会(日弁連)では、このほど改正法案の早期成立についての要望書をまとめ、近く各政党に働きかけて下さることになりました。山場にふさわしい、大きな支援です。

以上

災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会(略称・全国災対連)
〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階 全国労働組合総連合会付
TEL03-5842-5611 URL <http://www.zenkoku-saitairen.jp/>

災対連国会速報 No.5

2007年11月7日

被災者生活再建支援法 今国会で成立へ

自民・公明・民主が法案一本化で合意

「法案を一本化し、今国会で成立を」。被災者生活再建支援法改正について、先日開かれた全国災対連の全国交流集会で被災地代表をはじめすべての人が発言しました。被災者にとって悲願であった住宅本体への適用を盛り込んだ改正案は、なお多くの課題を今後に残しながらも、今国会で成立する見通しが確実になりました。

衆参両院の災害対策特別委員会で審議が始まっていた被災者生活再建支援法について11月6日、自民、公明、民主の3党政策担当者は協議をおこない、今国会中に成立させることで合意しました。

被災者生活再建支援法改正案は民主党案が9月27日に参議院へ、与党(自民、公明党)案が10月12日に衆議院へそれぞれ提出されていました。衆参両院の災害対策特別委員会は10月31日(参院)、11月1日(衆院)に法案の趣旨説明をおこない、審議に入っていました。

3党の協議では、現在提出されている与党案、民主党案を双方が取り下げ、合意した内容を盛り込んだ改正案を自民、公明、民主の3党が参議院災害対策特別委員会に共同提案することになりました。

6日の記者会見で明らかにされた合意内容はおおむね次のような内容です。

◆対象世帯と支給限度額

住宅再建の態様等に応じて定額(渡し切り)方式で支給 ①と②の合計額(定額)

①全壊 100万円

*敷地被害により住宅の解体に至った世帯を支給対象に追加
(大規模半壊は50万円)

②住宅を建設・購入する世帯 200万円

住宅を補修する世帯 100万円

住宅を賃借する世帯 50万円

◆対象経費 用途の限定をしない

◆支給要件 年齢・年収要件を撤廃

◆国の補助 国の補助割合:2分の1(現行通り)

◆遡及適用 特定4災害(今年に入って被害を受けた能登半島地震、中越沖地震、台風11号および前線による被害、台風12号による被害)について、改正法公布後に申請する被害者については、改正後の制度で申請をすることができる

これらの合意内容にもとづいて改正法案が作成され、参議院災害対策特別委員会に提案、採決された後、ただちに衆議院に送付され、会期中に成立させる予定です。

遡及適用については法案には書き込まれないで別途実施されものとみられます。その他、施行後の見直しについての付帯決議をどうするかなど、詰めの協議がおこなわれます。

参議院災特委は11月8日(木)午後0時30分開会の予定です。

傍聴する人は、同日午後0時に参議院議員面会所ロビーに集合してください。